

1月号

加賀正



《通信欄》

新年明けましておめでとようござい
ます。昨年も大変お世話になりました。
本年もどうぞ宜しくお願い致します。

先日、さいたま商工会議所のセミナー
にて銚子電鉄の社長の竹本勝紀
氏の話を聞きました。テーマは「エン
タメ経営で生き残り、難局を切
開く銚子電鉄の挑戦です」。

銚子電鉄は市内を走る総延長が
わずか六、四キロの単線鉄道です。
大正十一年に設立しましたが、バブル
崩壊に伴い経営が難になり、社長が
竹本氏に交代。その後も金策に苦
しみ廃業の危機は幾度もあ
たそうです。それを社員一丸、創
志の工夫で乗り越えできたので
例えはぬれ前、断の製衣販売・オウ
インシヨウも併設し、鉄道事業の二
倍もの売上を計上しました。その利益
で電車の修理代を稼いだそうです。た
だその利益も東の闇で東日本大震災
で三年連続赤字で一時期は銀行口座に
五十万しかなかったそうです。この苦難を乗り
越える為に、日本一のエンタメ鉄道への取り
組みを行い危機を脱しました。経営がま
いという事で「つまみ棒」でなく「つまみ棒」の菓
子を販売し、今では見方本以上の販売になり
ました。他にも「お化け屋敷電車」を守り、

「コロナ禍、様々な苦勞や不安がある中、でも
創志工夫で乗り越えようとするという希望を
教えてくださいました。今年も色々な事があ
ると思いますが、皆様にとって良い年になれ
ばと思います。宜しくお願い致します。(中島)

法定調書

◇提出調書と支払内容◇

〈提出期限〉
令和4年
1月31日(月)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(令和3年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類(全部で60種類)がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならぬ6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の令和3年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金等や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【令和3年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項】

法定調書の提出をする方は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、令和4年1月からクラウド等(※)に備えられたファイルにその法定調書に記載すべき事項(以下「記載情報」といいます。)を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録された記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、法定調書の提出をすることができます。

※ 国税庁長官の定める基準に適合するものであることについて、そのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限りま。

「事業復活支援金」を新設 売上高30%以上減少が対象

2021年度
補正予算

新型コロナウイルス感染症の第5波はようやく落ち着きを見せ、緊急事態宣言の解除以降、経済活動は徐々に回復しつつあります。しかし、長引く感染拡大で大きな打撃を受けた中小企業の中には、いまだに苦境から抜け出せないケースが多いと思われます。

こうした状況を踏まえ、政府は、歳出規模約36兆円の2021年度補正予算案の中で、売上が減少した中

「事業復活支援金」概要

対象		給付上限額	
		売上高50%以上減少	売上高30%以上50%未満減少
法人	年間売上高 5億円超	250万円	150万円
	5億円～1億円超	150万円	90万円
	1億円以下	100万円	60万円
フリーランスを含む個人事業主		50万円	30万円

堅・中小・小規模事業者と個人事業者を対象とした「事業復活支援金」の新設を盛り込みました。ここでは、「事業復活支援金」の受給要件や支給額、「持続化給付金」との違いなど、現時点で明らかになっていることについてまとめました。

「事業復活支援金」は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための給付金です。要件を満たしていれば、借入金のように返済義務はありません。

【対象】(売上高30%以上減少)

新型コロナウイルスの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売り上げが、前年か2年前の同じ月より30%以上減った中堅・中小・小規模事業者、フリーランス、個人事業者に対し、最大250万円が支給されます。

これまで国の給付金としては、「一

時支援金」と「月次支援金」がありました。いずれも緊急事態宣言などの影響緩和のための給付で、実質的に対象エリアや業種は限定されていましたが、「事業復活支援金」は、そうした「縛り」はなく、地域や業種は問いません。

【支給額】(5か月分を一括給付)

2021年11月～2022年3月の5か月間の売上高の減少額を基準に算定した金額(5か月間の減収分)を一括支給(上限額あり)。

対象になるのは、この5か月の間に、ひと月の売上高が①「50%以上減少」または②「30%以上50%未満減少」した事業者です。

法人の場合は、それぞれ年間売上高によって、次のように給付額の上限額が設けられています。

- ・年間売上高5億円～
最大250万円(売上高の減少率30%～50%の場合、150万円)
 - ・年間売上高1億円～5億円
最大150万円(売上高の減少率30%～50%の場合、90万円)
 - ・年間売上高1億円
最大100万円(売上高の減少率30%～50%の場合、60万円)
- また、個人事業主(フリーランスを含む)の場合は、年間売上には関係なく、以下の上限額が設けられてい

ます。

最大50万円(売上高の減少率30%～50%の場合、30万円)

持続化給付金では、ひと月の減収率が「前年同月比50%以上」が支給要件でしたが、今回は①と②の2段階となっており、「減収率30%以上」まで対象とされました。減収率の要件が緩和されたこととなります。法人については、年間売上高によって給付金の上限が変動するのも、持続化給付金との違いです。

【事前確認】

一方、持続化給付金に関しては、「申請のやりやすさ」を逆手にとった不正受給が相次ぎ、社会問題になりました。今回はそうしたことが起きないように、国が認定した登録確認機関による事前確認が行われます。事前確認では、web会議/対面/電話を通じ、事務局が定めた書類(帳簿等)の有無の確認や質疑応答等の形式的な確認を行います。

申請の開始時期などについて、中小企業庁は、「補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定」としており、詳細については、まだ未定の部分もあります。今後の情報に注意しつつ、受給要件に該当する場合には、忘れずに申請するようにしましょう。